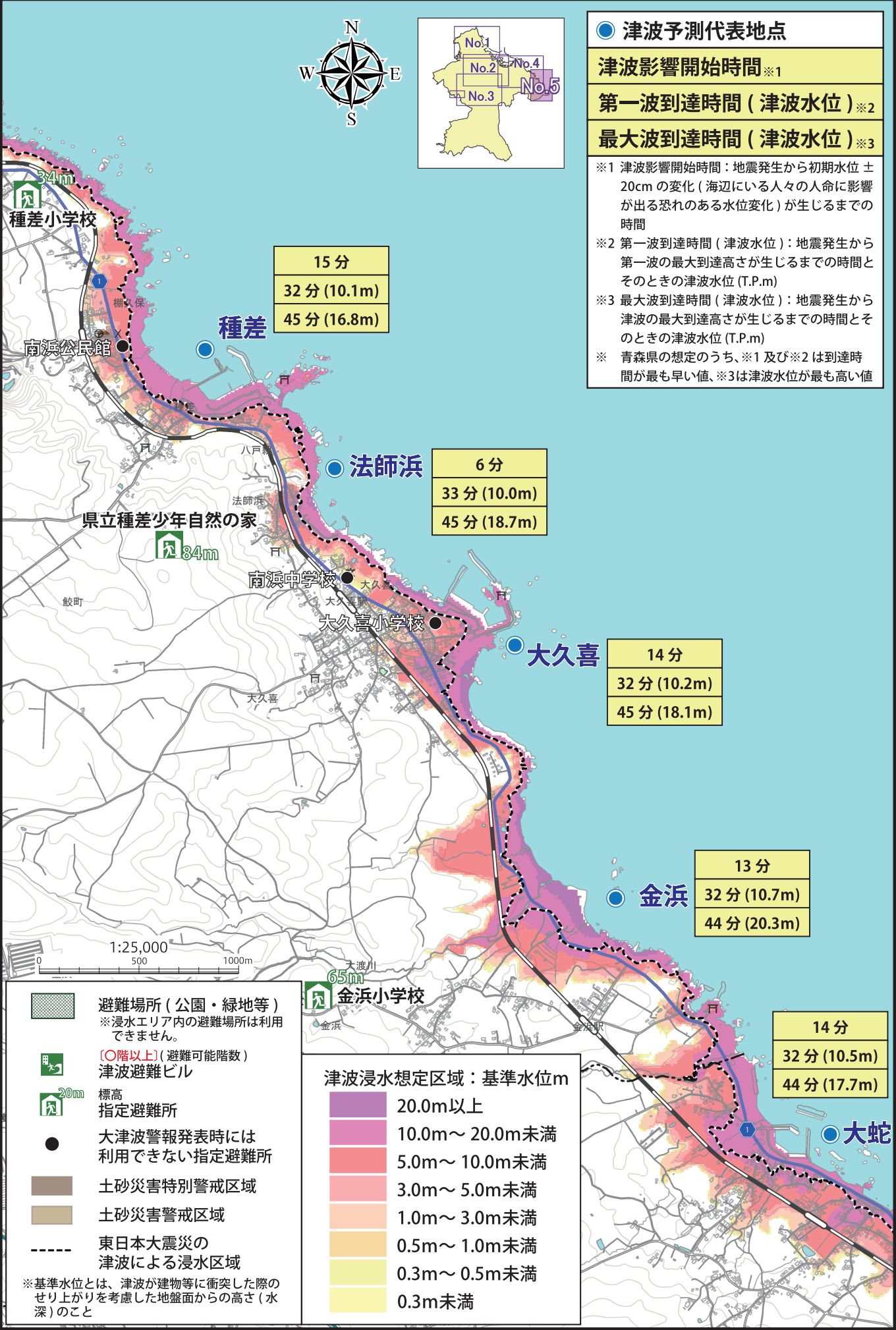




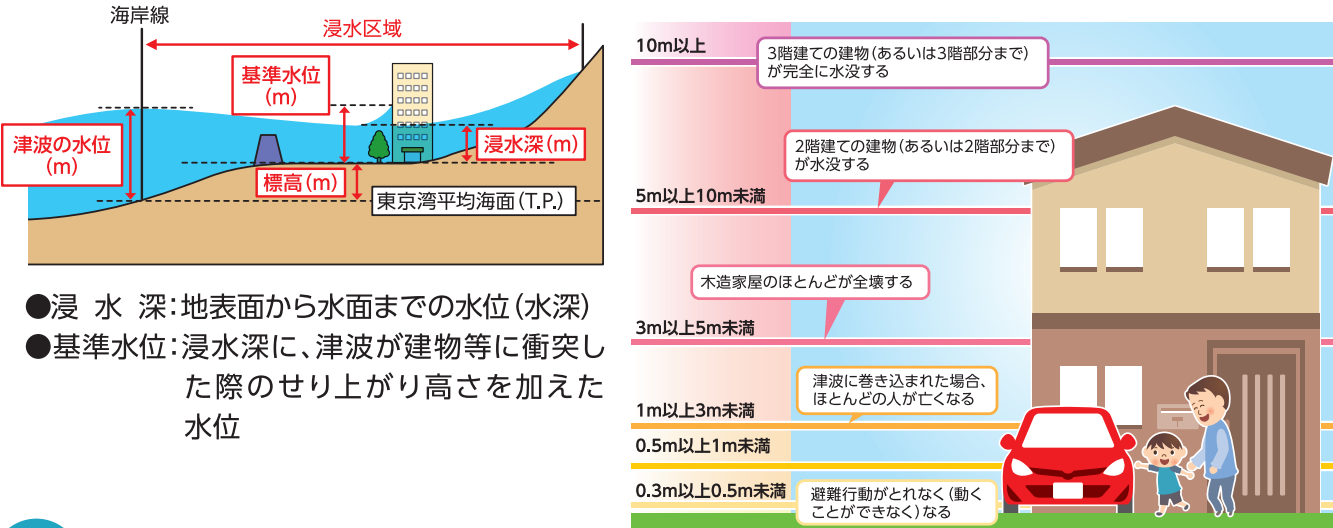
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R3JHs 992J」

6 津波ハザードマップの水位について

● 浸水深と基準水位

津波ハザードマップに表示している水位について、平成25年3月に作成したマップには「浸水深」を表示していましたが、本冊子中のマップ(令和4年4月作成)においては、「基準水位」を表示しています。

基準水位を表示することにより、津波から避難するうえでの有効な高さを把握することができ、避難施設の効率的な整備や、より実効性の高い避難対策を講じることができます。



7 津波避難ビル

八戸市では津波浸水想定区域内に「万が一避難が遅れた場合や、浸水想定区域外への避難が間に合わない場合に利用する緊急・一時的な避難場所として」津波避難ビルの指定を進めております。

津波避難ビルへの避難にあたっては以下の点に留意してください。

- 津波発生時は、津波避難ビルが孤立化する可能性がありますので浸水想定区域外へ避難することが原則となります。
- 津波避難ビルへの避難の際にはより高い階へ避難してください。
- 津波避難ビルは長期間滞在を前提としておりませんので、避難指示が解除されたら、安全な避難所への移動をお願いすることになります。



主な避難路や避難経路は、『津波避難計画図』をご確認ください。

- ◆ 津波避難計画図は、八戸市ホームページからダウンロードすることができます。
- ◆ 八戸市ホームページ <https://www.city.hachinohe.aomori.jp/>
「市ホームページ」→「組織から探す」→「防災危機管理課」→「計画・プラン」
→「八戸市津波避難計画の各地区の津波避難計画図」
- ◆ スマートフォンからでも確認できます。(QRコードはこちらです⇒)

